

委員外議員の発言

村上市議会先例集

(現行)

77 (委員外議員の発言)

会議規則第110条を尊重し、委員外議員の質疑は、議題ごとに1人2回、予算、決算については款ごとに1人2回までの質疑とする。この場合、1項目についての質疑を1回と数える。関連質問は、委員長判断により、ある程度可能とする。

【検討】

- 村上市議会会議規則第117条(委員外議員の発言)第2項

委員長は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

【論点】

- 前項中、「委員会は、審査又は調査中の事件について必要があると認めるときは、…」の記載を尊重し、「委員長は、委員でない議員からの発言の申し出があったときは、…」この「審査について必要がある」と委員長が認めた場合に限り、発言を認めることとする。
- 上記の共通理解のもと、先例77(委員外議員の発言)の記載内容を削除する。

(改正)

77 (委員外議員の発言)

(内容削除)

(会議規則第117条)

- 委員外議員の質疑は、議題の審査について必要があると委員長が認めた場合に限り、行うこととする。

(改正)

77 (委員外議員の発言)

委員外議員の質疑は、議題の審査について必要があると委員長が認めた場合に限り、行うこととする。

(会議規則第117条)